平成２２年（フ）第１４８１号
京都市西京区大枝東新林町１丁目２番地　10棟104号
債務者　伊藤　鈴代
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１０号
京都府向日市寺戸町東野辺41番地の11　ハイツワタナベ２―107号
債務者　保阪　一郎
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９９号
京都府宇治市小倉町西山25番地の40
債務者　早川　澄江
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
広島県竹原市忠海東町３丁目15番10号
債務者　清家　友章
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１７０号
広島県呉市豊浜町大字豊島3378番地の４
債務者　西林　道也
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１９１号
広島県呉市焼山泉ヶ丘２丁目10番15号
債務者　竹盛　真子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１９５号
広島県呉市広小坪１丁目26番１―302号
債務者　井脇　雅之
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１９６号
広島県呉市広中新開２丁目14番38号
債務者　河野　広江
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１９９号
広島県呉市広本町３丁目14番15―401号
債務者　平川　　淳
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２００号
広島県竹原市吉名町248番地６
債務者　阪井　邦彦
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２５号
大分市大字関園627番地の１　ソルパティオD201
債務者　廣戸　錦蔵
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５６３号
大分市西新地１丁目１番38号　リベラル大洲1115
債務者　落合　幸一
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５６７号
大分市大道町３丁目１番24号　ジュメル大道306
債務者　長野　大輔
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２１０号
宮崎県延岡市瀬之口町２丁目４－２－205、住民票上の住所宮崎県延岡市北浦町古江2492番地４
債務者　成川　文樹
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２９９７号
名古屋市緑区鳥澄３丁目303番地　パナハイツさつき202号
債務者　植田　幸二
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０１号
兵庫県伊丹市御願塚７丁目２番18号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町５丁目13番１―301号
債務者　有留　幸一
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４２７号
兵庫県川西市花屋敷１丁目24番４号
債務者　渡辺　嘉隆
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　神戸地方裁判所伊丹支部